別紙様式第13-1

契約番号	第　　号

収入印紙

令　和　　年　度

役務等請負契約書

契約金額　￥　　（うち消費税及び地方消費税額　￥　　）

件　　名	
数量・単位	
契約保証金	￥
納　　地	
納　　期	令和　　年　　月　　日
代金支払回数	回
特約条項	
仕様書等	別紙のとおり

本契約の締結を証するためこの書２通を作成し、双方記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

印

乙

印

役務等請負契約条項

（総則）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、履行期限（以下「納期」という。）までに作業に従事又は役務の提供（以下「役務等」という。）を行い、仕様書等に定める納入品を納入し、甲はその代金を乙に支払うものとする。

（債権譲渡の承認）

第２条　乙は、この契約の全部を一括して第三者に請負わせ又は委任してはならない。

２　乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲に書面による承認を受けなければならない。

⑴　この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供する場合

⑵　この契約の一部を第三者に請負わせ又は委任する場合

（下請負）

第３条　乙は、この契約の一部を第三者に請負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

（第三者の権利の侵害の禁止）

第４条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

（監督官）

第５条　甲は、役務等の実施について監督官を定めたときは、その官職及び

氏名を乙に通知しなければならない。監督官を変更したときも同様とする。

２　監督官は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、役務等の実施に立ち会い、又は必要な監督を行い、若しくは乙に対し指示を与えることができる。

（納期の猶予）

第６条　　乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

２　甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

３　乙は、納期を過ぎた後においても、第１項の申請をすることができる。

（延納金）

第７条　乙は、前条第２項の規定により、納期を猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、１日につき０．１％の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の１０％の金額をもって限度額とする。

２　前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

⑴　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

⑵　納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

⑶　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において猶予された日まで延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

⑷　納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請し

た日の翌日から猶予された日までの日数

３　前項の規定の適用においては、納入は第９条の届出があった時にされたものとみなす。

４　乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第１項の延納分を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年 3.0％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第８条　乙は、役務等の完了が納期に遅れた場合には遅延日数に応じ、遅延分に相当する代金に対し、１日につき０．３％の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。

２　前項の規定において「遅延日数」とは、納期の翌日から遅延分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

３　前条第３項の規定は、前項の場合に準用し、前条第４項の規定は、第１項の場合に準用する。

（給付の終了の届出）

第９条　乙は、納入品の持込みによりこの契約に基づく給付が終了した場合は役務完了届を甲に届け出るものとする。

（検　　査）

第 10 条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る納入品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

２　受領検査においては、役務完了届を確認した上、納入品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

３　前項の判定は、前条の届出があった日から１０日以内に完了しなけらばならない。

（代金の請求及び支払）

第11条　乙は、代金を請求する場合には、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、適法な支払請求書をもってするものとする。

２　甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合には、その受理した日から起算して３０日以内の日（以下「約定期間」という。）に乙に当該代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第12条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年２．５％の率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合には、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が１００円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

３　甲が第１０条第３項に定める期間内に合否の判定をしない場合には、その期限を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差引くものとし、また当該遅延期間が約定期間を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その越える日数に応じ前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対し支払わなければならない。

（契約の変更）

第13条　甲は、納入品の納入が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

３　第１項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と

認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

（契約の解除）

第 14 条　甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までこの契約を履行しなかった場合

⑵　乙の責めに帰すべき理由により乙がこの契約を履行することができなくなった場合

⑶　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までにこの契約を履行しなかった場合

⑷　甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙がこの契約を履行することができなくなった場合

⑸　乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合

⑹　乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

⑺　甲の都合により契約の解除を必要とする場合

２　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第 15 条　甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10％の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　第７条第４項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第 16 条　甲は、第１４条第１項第７号の規定によりこの契約の全部又は一部

を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに役務等を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

２　第１４条第２項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

３　前２項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から３０日以内に文書により行わなければならない。

（提出資料及び納入品の取り扱い）

第 17 条　甲は、契約書又は仕様書の定めるところにより甲に提出された提出資料及び納入品（文書、図面、図表等に表されたものをいう。）の内容についての利用及び処分に関する権利を有する。ただし、当該提出資料及び納入品に含まれている乙の固有の技術資料については、この限りではない。

（著作権の取扱い）

第 18 条　甲が、前条の定める提出資料及び納入品（以下「納入品等」という。）を受領したときに、乙は当該納入品等に係る著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。）を甲に譲渡するものとする。

２　前項の規定は、納入品等中、乙が従来より権利を有していたものに係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。

３　乙は、当該納入品等に係る著作者人格権（著作権法第１８条から第２０条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りでない。

（秘密の保全）

第 19 条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

２　乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

（調査）

第 20 条　甲は、この契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（その他）

第 21 条　この契約に定められていない事項及びこの契約の履行について甲乙間に意見の相違又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して解決を図るものとする。

２　この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第 22 条　この契約に関する訴訟は東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有するものとする。